

## 令和 7 年度 第 1 回 成田市地域公共交通活性化協議会(書面開催) 説明資料

## ■議 題

## (1) 成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について(任期の延長)

## &lt;関連資料&gt;

資料 2-1 成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱案

資料 2-2 新旧対照表

資料 2-3 R7 会議体統合スケジュール

都市計画課が所管する「成田市 地域公共交通活性化協議会」と交通防犯課が所管する「成田市 地域公共交通会議」の両会議体について、いずれも地域公共交通に関して協議する場であること、また、それぞれの会議体の構成メンバーの多くが重複していることなどから、構成メンバーの負担の軽減及び効率的な会議の運営を目的として、両会議体の一本化について検討を重ね、令和6年度 第2回 成田市地域公共交通活性化協議会(令和 6 年 11 月 1 日開催)において、統合後の会議体の体制(会議名称・議決方法・下部組織の設置・委員案)が承認された。

現在の「成田市 地域公共交通活性化協議会」の委員任期は、令和7年5月21日をもって満了となるが、「成田市 地域公共交通会議」の委員任期である令和7年6月30日まで延長することで、両会議体の統合に向けた手続きを継続的に進め、令和 7 年 7 月 1 日から新会議体へと円滑な移行を図るため、「成田市 地域公共交通活性化協議会 設置要綱」について、資料 2-1 及び資料 2-2 のとおり、制定附則に任期延長の特例規定を追加する。

なお、今後の両会議体統合に向けたスケジュールは、資料 2-3 のとおりである。

## ■報告事項

### (1) 地域公共交通計画の変更認定申請に係る報告について(補助対象路線の計画変更)

#### <関連資料>

資料3 令和7年度地域公共交通計画 別紙(地域間幹線)

「地域間幹線系統補助」を受けるにあたり、国による地域公共交通計画の認定が毎年度必要となっており、自治体は地域公共交通活性化協議会の承認を受けたのち、国へ認定申請を行う流れとなっている。本市では、令和6年度 第1回 成田市地域公共交通活性化協議会(令和6年6月25日開催)において承認を受け、同年6月27日に認定申請を行った。

このたび、補助対象路線である千葉交通株式会社(現 京成バス千葉イースト株式会社)の「吉岡線」において、令和7年2月20日より一部ダイヤ改正が行われたことに伴い、認定を得ていた内容に変更が生じたことから、当該変更内容について報告する。

#### ① 計画変更概要

地域公共交通の変更については、あらかじめ計画の変更について法定協議会の議論を経て、大臣の認定を受けるものであるとされている(ただし、軽微な変更についてはこの限りでない)。

本件変更内容については、軽微な変更に該当することから、報告事項とする。

#### ② 変更理由

業務効率化のため、夜間便において利用人員の少ない便の減便及び途中折り返し便への変更を実施する。

#### ③ 計画変更箇所(赤色記載数値)

・表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) … 資料3 3ページ

・表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用) … 資料3 4～5ページ

④ 変更内容

表1

		確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	
千葉交通株式会社 (現 京成バス千葉イースト 株式会社)	吉岡線 (成田佐原線)	変更前	変更後
		18,014.50	17,629.00

表2

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

計画運行回数(回)	
変更前	変更後
4,797.5 (13.1)	4,686.0 (12.8)

計画実車走行キロ(km)	
変更前	変更後
285,649.9	279,539.7

計画額(千円)	
変更前	変更後
18,014.5	17,629.0

ウの負担者とその負担割合	
都道府県	
負担額(円)	
変更前	変更後
18,014,500	17,629,000

## <参考>

- **地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 抜粋**(平成23年3月30日制定)

(地域公共交通計画の変更)

第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定の申請は、様式第1-2による地域公共交通計画認定申請書を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

- **地域公共交通確保維持事業実施要領 抜粋**(令和5年9月6日改正)

実施要領第2項(1)②ア

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通(地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統)について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限る、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合も含む。)の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程(デマンド型交通にあってはサービス提供時間)の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。